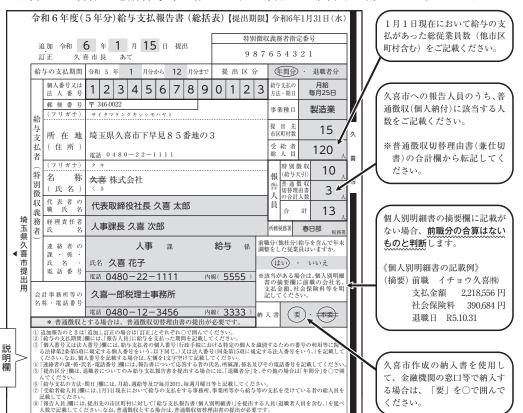
給与支払報告書の提出について

当市の税務行政につきまして、日頃からご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。 給与支払報告書の総括表を送付いたしますので、下記のいずれにも該当する従業員が いる場合には、必要事項をご記載の上、**給与支払報告書(個人別明細書1人につき1部)** と併せてご提出ください。該当する従業員がいない場合は、提出不要です。

- ▶ 令和6年1月1日(退職者の場合は退職日)現在、久喜市在住である
- ▶ 令和5年中に給与の支払がある
- ※独自様式の総括表を使用する場合でも、こちらの総括表を同封してください。
- ※ 総括表は、報告人員が普通徴収に該当する従業員のみの場合でも、ご提出ください。 【提出期限】令和6年1月31日(水)(消印有効)

記載要領

- 1. の箇所を記載してください。(詳細は総括表の説明欄をご覧ください。)
- 2. 所在地、名称、電話番号等に修正がある場合は、朱書きで訂正してください。



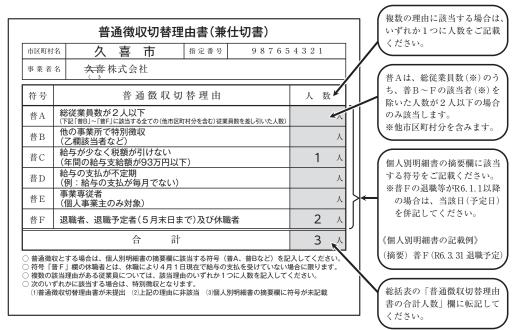
普通徴収切替理由書について

平成27年度から、埼玉県と県内すべての市町村では、市・県民税の給与からの特別徴収を 徹底しています。これに伴い、普通徴収切替理由書(兼仕切書)に記載されている符号(普A~ F)の理由に該当する場合を除いては、すべての従業員が特別徴収となります。

次の留意事項をご確認の上、給与支払報告書をご提出ください。

留意事項

- ▶ 次のいずれかに該当する場合は、特別徴収となります。
- ① 普通徴収切替理由書 (兼仕切書) の提出がない場合
- ② 符号(普A~F)の理由に該当しない場合 ※事業主や従業員の希望で、普通徴収とすることはできません。
- ③ 個人別明細書の摘要欄に、該当する符号の記載がない場合
- ▶ 普通徴収とする従業員がいる場合には、普通徴収切替理由書(兼仕切書)の各符号に 該当する人数を記載してください。



- ※令和5年度中に普通徴収となった従業員が、**復職・再雇用等により、同事業所での特別徴収を再度希望する場合**には、摘要欄にその旨を記載した特別徴収分の個人別明細書と併せて、「特別徴収切替依頼書」をご提出ください。
- ※給与支払報告書を提出後、退職・休職等により令和6年度の特別徴収ができなくなる従業員がいる場合には、「給与支払報告に係る**給与所得者異動届出書」をご提出ください**。

個人事業主の方へ

マイナンバー制度の導入に伴い、個人事業主の方は、総括表に個人番号(12 桁のマイナンバー)をご記載の上、番号・本人確認書類の写しを添付してください。

《番号・本人確認書類の例》

▶個人番号カードの両面 (表・裏)

▶ 通知カード+運転免許証/パスポート等

租税条約の適用について

租税条約に基づき、市・県民税の免除を受ける従業員については、**個人別明細書の摘要欄に免除対象額および該当条項「○○条約○○条該当」を朱書き**の上、管轄税務署の受付印が押印された「租税条約に関する届出書」の写しを、3月15日までにご提出ください。

所在地・名称等の変更について

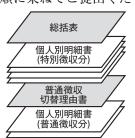
給与支払報告書の提出後、所在地、名称の変更や会社の合併・分割等があった場合は、 「特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書」をご提出ください。

ご注意ください

- ▶ 提出期限を過ぎて給与支払報告書を提出された場合、新年度6月分からの特別徴収 (税額決定通知の送付)が間に合わないことがあります。必ず期限内にご提出ください。
- ▶ 個人別明細書の記載誤り等により再度提出する場合には、摘要欄に朱書きで「訂正分」と記載してください。記載がない場合、税額が正しく計算されないことがあります。また、総括表等も再度添付してください。
- ▶ 給与所得者異動届出書、特別徴収切替依頼書、特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書について、新年度当初から反映を希望する場合は、4月15日までにご提出ください。

提出方法と送付先

下図の順に束ねてご提出ください。



※ホチキスは使用しないでください。

送付先(点線で切り取り、宛名ラベルとしてご利用ください)

7346-8501

埼玉県久喜市下早見85番地の3

久喜市役所 市民税課

給与支払報告書 在中

電子提出義務について

令和3年1月以後提出する給与支払報告書については、前々年における給与所得の源泉徴収票の税務署へ提出すべき枚数が100枚以上であるときは、eLTAX(エルタックス)等による電子提出が義務付けられています。

当市では、電子提出を推奨しており、100枚未満の提出においてもeLTAXをご利用くださいますよう、ご協力をお願いいたします。

特別徴収税額通知の副本データ送付廃止について

令和3年度税制改正により、令和6年度から、特別徴収税額決定通知の電子データ(副本)の送付が廃止となります。これまで受取方法を、「書面(正本)+電子データ(副本)」として希望された特別徴収義務者の方には、書面(正本)と電子データ(副本)をお送りしていましたが、今後、電子データ(副本)の送付はいたしません。

対象となる特別徴収義務者の方は、下記のとおりです。

- ➤ e L T A X により給与支払報告書を提出し、受取方法を「書面(正本)+電子データ (副本)」として希望されていた特別徴収義務者の方
- ▶光ディスクにより給与支払報告書を提出し、併せて電子データ(副本)書込み用の光 ディスクを提出されていた特別徴収義務者の方

特別徴収税額決定通知(納税義務者用)の電子化について

令和6年度から、eLTAXにより給与支払報告書を提出し、個々の納税義務者に対し、電子データにて、特別徴収税額決定通知書(納税義務者用)を提出する体制が整った特別徴収義務者が希望する場合は、特別徴収税額決定通知(納税義務者用)についても電子データでの受取が可能となります。

これにより、eLTAXでの受取方法の選択は下記のとおり変更となりますので、ご注意ください。

	特別徴収義務者用	納税義務者用
1	電子データ (正本)	電子データ
2	電子データ (正本)	書面
3	書面 (正本)	電子データ
4	書面 (正本)	書面

※電子データ(正本)を選択された場合、書面での通知はいたしません。

問合せ先

久喜市役所市民税課 Ⅲ 0480-22-1111 (代表) 内線2682~2688